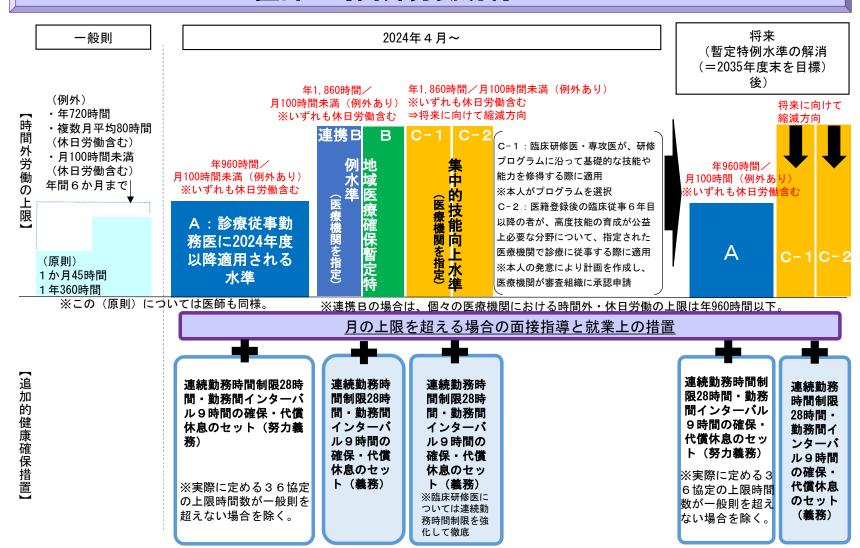
# 医師の働き方改革に向けた 対応について

千葉県健康福祉部医療整備課医師確保・地域医療推進室

電話番号:043-223-3902 メール:d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp

#### 医師の時間外労働規制について



## 特例水準の指定申請手続き

2021年度 2022年度 2023年度 時短計画案の作成 都道府県の指定を受けようとする場合は、第三者評価を受審する前までに作成 ※時間外・休日労働が年960時間を超えている医師がいる医療機関は、時短計画を作成し取り組むよう 努め、その時短計画に基づく取組(PDCA)に対して都道府県が支援 連携B水準 B水準 医療機関勤務環境評価センターによる第三者評価 C-1 水準 労働時間実績や時短の取組状況を評価 C-2 水準 ※第三者評価に関する規定は2022年4月施行 都道府県による特例水準対象医療機関の指定 (医療機関からの申請) 地域医療への影響等を踏まえた都道府県の判断 ※都道府県の指定に関する事前 準備規定は2022年4月施行 C-1水準 臨床研修・専門研修プログラムにおける時間外労働時間数の明示 ※開始年限は、臨床研修部会等において検討 C-2水準 審査組織による医療機関の個別審査 特定の高度な技能の教育研修環境を審査

※審査組織における審査に関する規定は2022年4月施行

医師についての時間外労働の上限規制 の適用開始(改正労働基準法の施行)

#### 2024年度

時間外・休日労働が**年960時間以下 の医師のみの医療機関は都道府県の** 指定不要

## 特例水準の指定を受けた医療機関

- ▶ 時短計画に基づく取組み
- 特例水準適用者への追加的 健康確保措置
- 定期的な時短計画の見直し、 評価受審

連携B水準

B水準

C-1水準

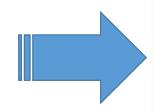
C-2水準

※一医療機関は一つ又は複数の水準の指定 ※特例水準は、指定の対象となった業務に 従事する医師に適用される。

労務管理の一層の適正化・タスクシフト/シェアの推進の取組み

## 医師の働き方改革に向けた対応状況の確認





### 【指定手続き】

- ・評価センター受審
- ・県への指定申請
- ・県からの指定

3 6 協定 の締結

各医療機関:どの段階まで対応できているかをチェック
⇒ 対応状況を確認し、必要であれば支援を実施

## 医師の働き方改革に向けた対応状況チェックリスト (令和5年2月15日時点)

実施時期:令和4年12月~(千葉県実施)

対 象:県内の病院、有床診療所、夜間休日診療所 回答数(千葉地域):52/78(回答率:66.7%)

調査項目	はい	いいえ	回答数に対する 達成割合	回答対象外
①自院における労働時間の把握	4 8	4	9 2.3 %	_
②副業・兼業先含む労働時間の把握	3 7	1 4	7 2.5 %	_
③宿日直許可の取得	18	3 3	3 5 . 3 %	1 (宿日直業務がない)
④派遣元病院との協議	1 4	2 7	3 4 . 1 %	9 (派遣医師がいない)
⑤年1860時間超えの医師の有無確認	3 6	1 6	6 9.2 %	_
⑥年960時間超えの医師の有無確認	3 6	1 5	7 0.6 %	_
⑦B・C水準に係る指定申請の要否決定	2 5	2 3	5 2.1 %	_
8時短計画の作成	4	1 1	2 6.7 %	37 (A水準予定)

## いきサポ(いきいき働く医療機関サポートWeb)

医師の働き方改革をはじめとした、医療従事者の 勤務環境改善に役立つ情報を発信しています。

## <主な掲載内容>

- ・医師の働き方改革の制度概要
- ・宿日直許可に関する解説資料、許可事例
- ・国の施策情報など



いきいき働く医療機関サポートWeb

いきサポ

いきサポ

検索

## 千葉県医療労務管理相談コーナー (千葉県医療勤務環境改善支援センター)

医療機関からの労務管理に関する相談について、 電話相談対応や個別支援を行っています。

- <相談内容(例)>
  - ・働き方改革への対応
- ・36協定
- ・同一労働同一賃金
- ・就業規則の見直しなど

【千葉県医療労務管理相談コーナー】

電話番号: 0 4 3 - 3 0 4 - 5 3 9 3

(平日9:00~17:00)

